

貸切バスの運送契約における書面取引の義務化

運送を引き受ける際は 運送引受書の交付、保存が 義務づけられました。

旅行業者をはじめとする「運送申込者」と 「貸切バス事業者」間の取引内容の明確化

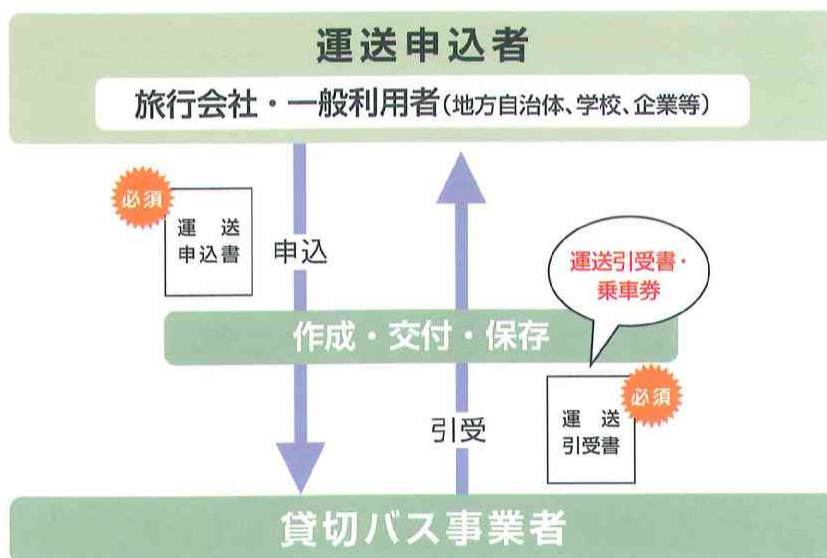
法令に違反する内容での契約や運行の禁止

- 旅行業者、貸切バス事業者の自己確認
- 監査等による事後確認の容易化

※運送引受書の保存期間、貸切バス事業者は1年間。

運送契約における書面の流れ

貸切バス事業者が運送を引受けた時は**運賃・料金・実費・消費税**などを記載した運送引受書及び乗車券を運送申込者に交付することが義務づけられています。



ご注意ください

運送申込者による、著しい運賃や料金の値下げ要求等の安全を阻害する行為が行われた場合は、以下の措置が行われます。

旅行業者の場合

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行業者の関与が疑われた場合、地方運輸局より国土交通省本省を通じて観光庁に通報され、旅行業者に対して立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

地方自治体の場合

地方自治体が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃で落札を行っていた場合、自治体に対し、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める助言が行われます。